

71 明治15年2月4日 菊池長閑

第二号二月四日

大無沙汰ニ相成居候彼金賃も一八五ノ割合ヲ以貳百三十八円六  
五ニ払候趣右を結婚費エ差向れハ六十四円不足なり早速可遣之  
処半価之下落旧冬之見込と大違にて未た一粒も不払置候間暫時  
待れ度候此下落ハ買ふ者之為メニハ至極なれ共売者ニしてハ當  
惑也」大学之講議に付毎夜十一時まで下調ニ懸リ由扱々不一方  
骨折なるへし四十円之増給と一通ニ聞ハ羨敷ものゝ其心苦ヲ聞  
けハ安しきものと被察候過日も申入たるやと存候養生ハ怠まし  
く候」昨年之調書も早速可遣處兎角手初之法方故或ハ前後に調  
成筈合ぬやうニ成困却致候然し大概再撰も済たり此内ニ取調可

遣候」お波義此元ニ本陣を据ニ付熟考するに今片付る都合あるといふニ無候得共兎角本人居らねハ売れる目當なしよし能き相談あれハとて何時も下しといふ訳にも参らす依而ハ能同道ある節ハ下し可申候おすみもいつ片付といふ當もなし何れお波ハ下し方と相談致候間本人ニも可申聞候」お波久絶文通不致不審来リ外ニ子細なしせつこき也宜申証頼入候以上

武夫殿

長閑

猶々おろちるも年始状遣し呉歌も送り来樂ミ居候此度ハ返事不出是又宜御伝言頼入候以上

(封筒表)

「東京京橋区三十間堀壱丁目

六番地

菊 池 武 夫 殿

報平安

(封筒裏)

「岩手県盛岡加賀野

八十六番

(消印2)

菊 池 長 閑

那珂エ依頼品受取候

(消印1)

(消印1)

「盛岡・陸中・南岩手・二・五」

(消印2)

「東京・一五・二・一〇・ろ」